

給水装置の漏水修繕に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漏水等の早期修繕による無効水量の減少を図るため、前橋市水道事業給水条例（平成5年前橋市条例第19号）第21条第4項ただし書きの規定により、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が費用を負担する給水装置の修繕等について、必要な事項を定めるものとする。

(管理者が行う修繕等の範囲)

第2条 管理者が費用を負担する修繕等は、給水装置の自然漏水の場合に限るものとし、当該修繕等を行う範囲は、配水管から分岐して設けられた給水装置に係る水道メーターまでの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、水道メーターが建物内に取り付けられている場合の修繕等の範囲は、当該建物の手前までとする。

(修繕等に伴う水道メーターの移設)

第3条 管理者は、前条の規定により修繕等を行う場合において、配水管から分岐して設けられた給水装置に係る水道メーターまでの距離が官民境界から3メートル以上のときは、水道使用者等の了解を得て、官民境界から1メートル以内に移設するものとする。

(水道使用者等の費用の負担)

第4条 第2条の規定にかかわらず、修繕等に伴う次に掲げる費用は、水道使用者等が負担するものとする。

- (1)修繕のため支障になる植栽や構造物等の移設や撤去に要する費用
- (2)アスファルト、モルタル、コンクリート等の仮復旧以外の復旧材料を要する費用

(施工の内容の説明等)

第5条 管理者は、修繕等の施工に当たり、水道使用者等に当該修繕工事の内容を説明しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成16年12月1日から施行する。